

## 既存高圧ガス設備等の移設等取扱指針

### 1 適用範囲

本指針は、神奈川県内において一般高圧ガス保安規則（以下「一般則」という。）第3条第2項第5号及び第4条第2項第5号、液化石油ガス保安規則（以下「液石則」という。）第3条第2項第5号及び第4条第2項第5号、コンビナート等保安規則（以下「コンビ則」という。）第3条第2項第6号並びに冷凍保安規則（以下「冷凍則」という。）第3条第2項第6号及び第4条第2項第6号に規定する「移設、転用、再使用又はこれらの併用に係る高圧ガス設備」のうち、移設又は再使用（以下「移設等」という。）に係る高圧ガス設備について適用する。

### 2 定義

この指針において使用される用語の意義は、高圧ガス保安法並びに一般則、液石則、コンビ則、特定設備検査規則（以下「特定則」という。）及び冷凍則（以下「関係規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 移設 現に使用している高圧ガス設備について、その常用圧力及び常用温度が製作時（設計変更のある高圧ガス設備については変更後）の設計圧力及び設計温度（以下「設計条件」という。）の範囲内で、構造に変更を加えることなく設置場所を変更すること。
- (2) 転用 現に使用している高圧ガス設備の設計条件を変更すること。
- (3) 再使用 現に使用していない高圧ガス設備であって、廃止又は撤去された後に従前の使用事業所又は他の事業所において保管状態等にあるものを、設計条件の範囲内の常用圧力及び常用温度で再び使用すること。
- (4) 同一事業者 資本のつながりがあり、同一技術基準を有する事業者。

### 3 対象設備

この指針に基づき高圧ガス設備の移設等ができるものは、次の各号に掲げるもの以外のものとする。

- (1) 過去に欠陥が発生し、補修を行ったもの
- (2) 高温高圧で使用され、材質劣化の恐れのあるもの
- (3) くり返し応力の影響の大なるもの
- (4) 腐しよくの影響の大なるもの
- (5) 反応器等のチューブで、クリープの影響の大なるもの
- (6) 設計条件を上回って使用するもの
- (7) 転用（移設後転用するものを含む。）
- (8) 改造
- (9) 導管
- (10) 使用する高圧ガスの種類を変更するもの（現行の特定則例示基準の別添1（特定設備技術基準の解釈）に規定する「特定設備の材料」又は現行の関係規則（特定則を除く。）例示基準に規定する「ガス設備等に使用する材料」に適合するものを除く。）
- (11) 耐震設計構造物については、現行の高圧ガス設備等耐震設計基準（以下「耐震告示」という。）及び神奈川県高圧ガス施設等耐震設計基準（以下「県耐震基準」とい

う。)に適合しないもの

#### 4 移設等の条件

移設等をしようとする高圧ガス設備は、その種類ごとに次の各号に定める条件に適合しなければならない。

##### (1) 圧力容器（特定則の対象となるもの）

ア 特定設備検査品（コールドエバポレータに係るものを除く。）

##### (ア) 同一事業者内での移設等の場合

設計条件の範囲内であり、別紙1の「既存高圧ガス設備等の移設時審査内容」の項目に適合しているもの

##### (イ) (ア)以外の移設等の場合

高圧ガス保安協会が実施する委託検査により保安検査基準に適合していることが確認できるもの

イ 特定則制定以前の圧力容器

高圧ガス保安協会が実施する委託検査により現行の特定則に適合していることが確認できるもの

##### (2) ポンプ、圧縮機、配管、弁類、計器類（特定則の対象とならないもの）

設計条件の範囲内であり、保安検査相当検査を実施（直近の保安検査結果が1年以上のものは保安検査結果の確認）し、保安検査基準に適合しているもの

##### (3) コールドエバポレータ（以下「CE」という。）

特定則検査合格後10年以内のもの又は10年を超え断熱層及び貯槽内の配管を除く配管等の溶接部（ろう付けを含む。）について非破壊検査を実施し欠陥のないことを確認したものであって、次のアからエまでのいずれかに該当するもの

ア 特定設備検査合格証の有効期限内であるもの

イ 事業所内で移設する場合（昭和56年9月1日付け一般則省令補完基準改正前の技術上の基準に基づき製作されたものにあつては、高圧ガス保安協会の委託検査により現行の技術上の基準に適合していることが確認されたものに限る。次のウにおいて同じ。）

ウ 事業所外から移設する場合であつて、従前の許可又は届出（以下「許可等」という。）に係る廃止の手續前に、移設に係る許可等の手續きをするもので、保安検査又は定期自主検査が適正に行われているもの

エ 別添「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈（平成09・03・31立局第18号）」(1) 第20条関係(4)に基づき、高圧ガス保安協会の「CEに係る貯槽の移設性能検査基準」に基づく検査に合格し、合格証交付後6月以内であるもの

##### (4) 冷凍機

移設等の後、高圧ガス保安協会が実施する冷凍装置の試験基準に基づく試験に合格したもの

##### (5) 指定設備

指定設備認定機関等から認定指定設備技術基準適合書が交付されているもの

##### (6) 移動式製造設備

事業所外から移設する場合であつて、従前の許可等に係る廃止の手續前に、移設に

係る許可等の手続きをするもので、保安検査又は定期自主検査が適正に行われているもの

- (7) 一般則第99条、液石則第97条、コンビ則第54条及び冷凍則第69条の危険のおそれのない場合等の特則（以下「特認」という。）の施設

移設等を行う事業者において、経済産業大臣の特認を受けているもの

- (8) 労働安全衛生法に基づく压力容器(第一種压力容器等)

ア 別添「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈（平成09・03・31立局第18号）」(1)第20条関係(3)に該当している場合

現行の耐震告示及び県耐震基準に適合したもの

イ ア以外の場合

高圧ガス保安協会が実施する委託検査により現行の特定則に適合し、かつ、現行の耐震告示及び県耐震基準に適合したもの

## 5 許可申請又は届出時の書類等

移設等に係る許可申請及び届出に係る製造計画書の記載事項のうち、「移設等に係る高圧ガス設備にあっては、当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録」は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 様式第1の使用経緯書に次のアからオまでの書類を添付する

ア 許可書又は届出書（以下「許可書等」という。）の写し（複数の許可等の経歴がある場合は、すべての許可書等の写し）

イ 完成検査証（第一種製造所に限る。）の写し（複数の許可の経歴がある場合は、すべての完成検査証の写し）

ウ 移設等の直近に交付された保安検査証の写し

エ 移設等の直近に行われた定期自主検査の記録の写し

オ 高圧ガス設備の廃止又は撤去を証する書面（複数の許可等の経歴がある場合は、すべての高圧ガス製造廃止届書、高圧ガス製造施設軽微変更届書又は独立した製造設備等の撤去の工事について都道府県知事に報告した書面の写し。現に使用している施設にあっては、移設に関する計画書）

- (2) 高圧ガス設備の種類に応じ、次のアからキのいずれかに掲げる証明書類

ア 特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証（特定設備検査規則制定前に製作された設備にあっては、完成前検査書の写し。特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証を紛失した場合は、特定設備検査規則第56条の規定による表示の写真又は拓本。）

イ 認定指定設備技術基準適合書

ウ 認定試験者試験等成績書

エ 高圧ガス設備試験成績証明書

オ C E 移設性能検査合格書

カ 高圧ガス保安協会が発行する委託検査合格書の写し

キ その他アからカに掲げる書類に準ずる証明書類

- (3) 3の各号に該当していない旨を説明した書面

- (4) 再使用する高圧ガス設備に関し、保管場所、保管期間及び保管時に取った措置につ

いて説明した書面

- (5) 製作時の当該設備の構造図面（寸法、肉厚、内容物、使用材料、設計圧力・設計温度、溶接継手の位置等が記された図面）
- (6) 強度計算書（第2号に掲げる書類が添付されている場合は除く。）
- (7) 移設等前に当該高圧ガス設備が使用されていた製造施設の概要、フローシート及び運転状況を説明した書面
- (8) 再使用する高圧ガス設備が施設の完成時に前回の保安検査の日から1年を経過している場合は、関係規則（特定則を除く。）の保安検査基準にすべて適合していることを証する書面
- (9) 前各号に掲げる書類のほか、特に必要と認めるもの

#### 6 検査の種類、方法及び判定

- (1) 別紙2の第1欄の検査項目ごとに同表第2欄の検査の方法により検査を行い同表の第3欄の判定基準にすべて適合しているものは、関係規則（特定則を除く。）別表の完成検査の方法に係る備考2の記録による検査を行ったものとする。
- (2) 別紙2表の第1欄の検査項目ごとに同表第2欄の検査の方法により検査を行い同表の第3欄の判定基準に不適合な項目がある場合は、次の7に基づき行うものとする。

#### 7 対象設備以外の高圧ガス設備の移設等について

3の各号に該当する高圧ガス設備については、新規設置に準じた許可等を受け設置するものとする。

#### 附則

この指針は、平成19年3月30日から施行する。

なお、「既存高圧ガス設備等の転用取扱い指針(昭和60年6月1日課長通知)」、「超低温貯槽(コールドエバポレータ(CE))の移設等の取扱いについて(昭和62年3月17日課長通知)」及び「中古高圧ガス設備(CE、冷凍機、アキュムレーター)の移設等の取扱いについて(昭和58年7月25日課長通知)」の規定は廃止する。

別紙 1

既存高圧ガス設備等の移設時審査内容

	審 査 内 容
外観検査	<p>外面及び内面において傷等の有無を確認する。 傷等がある場合は、傷等が割れに至らないことが確認され、かつ、肉厚が許容肉厚以上を有していること。</p>
非破壊検査	<p>設置後 10 年以上経過した設備は、原則として溶接部の非破壊検査を実施し、割れ等が無いこと。 ただし、直近の保安検査結果により確認できる場合を除く。</p>
耐圧試験又は耐圧性能検査	<p>特定則に準じた試験を行い適合していること。 ただし、移設のみの場合は除く。</p>
気密試験	<p>特定則に準じた試験を行い適合していること。</p>

# 移設等設備使用経緯書

1 移設等設備の名称

2 当該設備の製作（製造）を行った事業所名及び設備の製作年月日

事業所名 \_\_\_\_\_ 製作年月日 \_\_\_\_\_

3 第一種製造事業所に係る高圧ガス設備については、当該設備の存する最初の許可番号及び許可年月日又は第二種製造事業所に係る高圧ガス設備については、当該設備の存する最初の届出年月日

許可番号 \_\_\_\_\_ 許可（届出）年月日 \_\_\_\_\_

4 第一種製造事業所に係る高圧ガス設備については、当該設備の存する最初の完成検査証交付年月日

交付年月日 \_\_\_\_\_

5 保安検査又は定期自主検査の履歴（過去 3 年分）

平成	年	月	日	保安	定期
平成	年	月	日	保安	定期
平成	年	月	日	保安	定期
平成	年	月	日	保安	定期
平成	年	月	日	保安	定期
平成	年	月	日	保安	定期

6 移設等前の直近の高圧ガス設備の廃止又は撤去の年月日

廃止又は撤去年月日 \_\_\_\_\_

7 その他特記すべき事項

## 別紙 2

## 検査の種類、方法及び判定

1 検査項目	2 検査の方法	3 判定基準	4 評価	5 特記事項
1 書類審査 1-1 適用範囲	様式第 1 の使用経緯書	使用経緯が適正であること		
	許可書又は届出書の写し	複数の許可等がある場合はすべての許可書等が添付されていること		
	完成検査証の写し	複数の許可等がある場合はすべての完成検査証が添付されていること		
	高圧ガス設備の廃止又は撤去を証する書面	複数の許可等の経歴がある場合は、すべての廃止又は撤去を証する書面が添付されていること		
	移設等の直近に交付された保安検査証の写し	保安検査証が交付されていること		
	移設等の直近に交付された定期自主検査の記録または写し	定期自主検査結果が適合していること		
	5 (2) に掲げる証明書類	5 (2) アからキのいずれかの証明書類が添付されていること		
	5 (3) に掲げる経歴書類	当該高圧ガス設備に対し、補修・改造及び事故・被災等がないこと		
	再使用高圧ガス設備に関し、保管場所、保管期間及び保管時にとった措置について説明した書面	再使用高圧ガス設備にあつては、設備の廃止又は撤去が適切になされ、設備の腐食、損傷、変形等を防ぐ措置を講じて保管されていること		
1-2 構造図面、強度計算書	製作時の当該設備の構造図面、強度計算書	製作時の当該設備の構造図面、強度計算書が添付されていること		
1-3 耐震設計	耐震告示、県耐震基準に係る耐震計算書	告示及び県基準に適合していること		
2 設備内・外觀検査	異物除去、洗浄の後、設備内外面について腐食、磨耗、変形、損傷その他の異常の有無を目視（内視鏡）により確認する。	塗装の剥離、腐食、油脂類の付着、強度に影響を及ぼす恐れのある変形、損傷、その他の異常がなく、使用に耐える状態であること		
3 構造の検査	構造の確認及び寸法等を測定することにより、構造図面と違いがないことを確認する。	構造図面と同一であること。ただし、5 (2) による証明書類が交付されている場合は、設備について省略できる。		
3-1 構造図面との照合				
3-2 耐圧試験	特定設備にあつては特定則に、その他の高圧ガス設備にあつては、該当する規則及び当該規則別表（完成検査の方法）の定めるところによる。	耐圧試験を実施する場合にあつては、耐圧試験圧力において変形、漏えい等の異常がないこと 非破壊検査を実施した場合にあつては、割れ、きず、腐食等の欠陥がないこと		
3-3 気密試験	同上	気密試験圧力において、漏えい等の異常がないこと		
4 保管点検記録	再使用高圧ガス設備の保管点検記録を確認する。	腐食等欠陥要因を除く対策について定期的実施し、必要な措置が継続されていること		

## 別添

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈（平成 09・03・31 立局第 18 号）（抜粋）

(1) 高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について

Ⅰ 高圧ガス保安法関係

第 20 条関係(完成検査)

- (3) 石油コンビナート等災害防止法上の特別防災区域において、石油コンビナート等の製造施設地区内の高圧ガス保安法及び労働安全衛生法の適用を受ける廃熱ボイラーのうち、加熱炉、分解炉、反応炉等の塔槽類（貯槽を除く。）と構造上及び保安確保上一体として管理されることが必要である廃熱ボイラー（ナフサ分解装置、重油脱硫装置の廃熱ボイラー）であって、高圧ガスが通る部分の内容積が高圧ガス以外の流体の通る部分（節炭器を除く。）の内容積に比して小さいものについての完成検査にあつては、ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年 9 月労働省令第 33 号）第 15 条第 1 項のボイラー検査証又は同規則第 43 条の裏書をしたボイラー検査証の写しの提出があつた場合には、製造施設完成検査証の交付を行つて差し支えないものとする。
- (4) コールドエバポレータ（以下「C E」という。）に係る貯槽の移設時に行う完成検査については、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関の特定設備検査員が、別に定める「C Eに係る貯槽の移設に伴う性能検査基準」により実施した検査に合格し、移設に係る性能検査合格証の交付を受けている C Eに係る貯槽である場合には、その記録の確認を持ってその部分に係る完成検査とすることができる。